

市第58号議案

横浜市消防団の設置等に関する条例の一部改正

横浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市消防団の設置等に関する条例（昭和38年10月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表横浜市伊勢佐木消防団の項を次のように改める。

横浜市中消防団	中区の区域
---------	-------

第 2 条第 2 項の表横浜市加賀町消防団の項及び横浜市山手消防団の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市伊勢佐木消防団、横浜市加賀町消防団及び横浜市山手消防団を統合し、これらを横浜市中消防団とするため、横浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市消防団の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（消防団の設置等）

第 2 条 （第 1 項省略）

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
（省 略）	
横浜市 市中消防団 横浜市伊勢佐木消防団	<p>中区の区域</p> <p>中区の区域のうち赤門町 1 丁目、曙町、石川町、伊勢佐木町、</p> <p>打越、内田町、扇町、翁町、黄金町、寿町、桜木町（4 丁目か</p> <p>ら 7 丁目までを除く。）、末広町、末吉町、千歳町、長者町、</p> <p>野毛町、羽衣町、初音町、花咲町（4 丁目から 7 丁目までを除</p> <p>く。）、英町、日ノ出町、富士見町、福富町仲通、福富町西通</p> <p>、福富町東通、不老町、蓬萊町、松影町、万代町、宮川町、三</p> <p>吉町、山田町、山吹町、弥生町、吉田町、吉浜町、若葉町</p>
横浜市 加賀町消防団	<p>中区の区域のうち相生町、太田町、尾上町、海岸通、北仲通、</p> <p>新港一丁目、新港二丁目、新山下一丁目、新山下二丁目、新山</p> <p>下三丁目、住吉町、常盤町、日本大通、弁天通、本町、真砂町</p> <p>、港町、南仲通、元浜町、元町、山下町、横浜公園</p>
横浜市 山手消防団	<p>中区の区域のうち池袋、上野町、大芝台、大平町、柏葉、かも</p> <p>め町、北方町、小港町、鷺山、諏訪町、滝之上、竹之丸、立野</p> <p>、千鳥町、千代崎町、塚越、寺久保、豊浦町、仲尾台、錦町、</p> <p>西竹之丸、西之谷町、根岸旭台、根岸加曾台、根岸台、根岸町</p> <p>、本郷町、本牧荒井、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、</p>

	<p>本牧町、本牧原、本牧ふ頭、本牧間門、本牧満坂、本牧緑ヶ丘</p> <p>、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、豆口台、南本牧、簗沢、妙</p> <p>香寺台、麦田町、矢口台、山手町、大和町、山元町、和田山</p>
<p>(省 略)</p>	